

平成29年度 大分県木造マイスター育成研修 募集要領

第1 目的

この育成研修は、大分県内の事務所で業務を行う建築士に対し、林業における素材生産から製材加工及び流通までの専門知識や改正建築基準法の施行に伴う建築物の設計・施工技術等を習得してもらい、地域材を活用した建築物を推進する建築士（木造マイスター）を育成することを目的とする。

第2 応募資格

(1) 受講対象者

建築物の木造・木質化に取り組む意欲のある大分県内で業務を行う建築士。

ただし、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を除く。

(2) 資格要件

- ① 建築士の経験年数が概ね10年以下であること。
- ② 所属事務所から推薦を受けていること。ただし、各所属事務所から2名以内とする。

(3) 募集人員 20人

(4) 受講料 無料

(5) 募集期間 5月8日(月)～5月19日(金) 必着(申込み人員次第では、変更有り)

第3 受講申込

(1) 申込用紙 別紙申込書【様式1】、本要領第2の(1)に基づく誓約書【別紙1】

(2) 申込窓口(郵送にてお申込みください。)

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県農林水産部 林産振興室 木材振興流通対策班(担当:中嶋)

(3) 申込書記入の際の注意事項

- ① 申込は、所属する事務所名で行うものとする。
- ② 受講申込書は、必要事項が記入されていることを確認できた時点で受付を行い、募集人員20人を超えた場合には、「受講希望理由」の内容を参考に選考を行う。

(4) 問い合わせ先

大分県農林水産部 林産振興室 木材振興流通対策班(担当:中嶋) TEL:097-506-3833

第4 修了証書

(1) 交付対象者

原則として、講義の全日程を履修した受講生に対して修了証書を交付する。

(2) 交付対象外要件

長時間の遅刻や途中退席または欠席した受講生には、修了証書を交付しない。

第5 活動内容報告

(1) 修了証書を交付された受講生は、県のホームページに掲載することとし、木造建築物を建築した際、施工学会等の実施や所属する事務所等で研修会を行うなど、地域材の普及宣伝活動を実施すること。

(2) 翌年度から3ヶ年間、木造・木質化を推進した活動内容を【様式2】により、4月20日までに県へ報告するとともに、管理するホームページや情報誌等に活動内容等を掲載すること。

【様式1】

平成29年度大分県木造マイスター育成研修
受講申込書

平成 年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

所在地

事務所名

代表者名

印

大分県木造マイスター育成研修に下記の者の受講を申し込みます。

※推薦理由：

1	(フリガナ) 氏 名	(性別： 男 女)
2	経 験 年 数	
3	生 年 月 日	(昭和・平成) 年 月 日 (歳)
4	担 当 業 務	
5	受講者連絡先 (TEL) (mail)	
6	受講を希望した理由	

※【別紙1】受講者ごとに誓約書を添付すること。

【別紙1】

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

(7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事

殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

【様式2】

活動内容報告書

平成 年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

氏名

印

標記の件について、下記のとおり活動を実施しましたので報告します。

実施した活動内容（箇条書きでも良い）	時 期

添付資料

- ・実施状況写真
- ・資料（開催文書及び対応記録等の写し）

※上記の実施した活動内容については、大分県ホームページへ掲載することに同意します。

【様式2】(記入例)

活動内容報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

氏名

印

標記の件について、下記のとおり活動を実施しましたので報告します。

実施した活動内容 (例) (箇条書きでも良い)	時 期
・携わった木造・木質化件数 〇〇件 (内非住宅建築物件)	平成〇〇年〇月〇日
・木材利用の提案及び木造・木質化の推進件 (詳細は別紙資料のとおり)	平成〇〇年〇月〇日
・地域材普及宣伝活動(構造見学会や完成見学会の開催) 〇〇件 (実施状況は別添の写真のとおり)	平成〇〇年〇月〇日
・木造・木質化に係る研修会の開催件	平成〇〇年〇月〇日
・ホームページへの掲載 (別紙のとおり)	
・その他	

添付資料

- ・実施状況写真
- ・資料 (開催文書及び対応記録等の写し)

※上記の実施した活動内容については、大分県ホームページへ掲載することに同意します。

**【平成29年度大分県木造マイスター育成事業】
講義内容及び日程**

回数	内容	開催予定日 (※)	場 所 (※)	時間	講義内容	講師等
1回目	林業全般の 専門知識	5月30日 (火)	佐伯広域森林組合 他 (佐伯市)	9:00 ～ 17:00	現地研修 (丸太の生産から製材加工までの流れ)	ミラクルパ [®] -トナ [®] ツツ [®] 有限会社 代表取締役 三浦 逸朗 佐伯広域森林組合 (林業全般、流通、製材加工)
2回目	法令関係	6月中旬 ※決定後受講 生あて通知	大分県林業会館 (大分市古国府) 【※予定】	9:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00	木造建築に係る建築関連法規等の動向 近年の木造建築、木造に関わる建築構造設計の 特徴【※予定】	大分県林産振興室 大分県建築住宅課 株式会社7レッド 建築研究所 所長 三井所 清典【※予定】
3回目	大型木造建築物 の設計・施工	7月13日 (木)	大分県林業会館 (大分市古国府)	9:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00	断熱性能・省エネルギー (講義) 意匠設計 (講義)	山口県産業技術センター サブリーダー 水沼 信 有限会社 田園都市設計 代表取締役 大西 泰弘
4回目		8月7日 (月)	大分県林業会館 (大分市古国府)	9:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00	構造設計 (講義) 防耐火設計 (講義)	山辺構造設計事務所 所長 山辺 豊彦 桜設計集団一級建築士事務所 所長 安井 昇
5回目		10月12日 (木)	大分県林業会館 (大分市古国府)	9:00 ～ 16:00	構造設計 (講義、実習)	株式会社 川崎構造設計 代表取締役 川崎 薫 ミラクルパ [®] -トナ [®] ツツ [®] 有限会社 代表取締役 三浦 逸朗
6回目		10月13日 (金)	大分県林業会館 (大分市古国府)	9:00 ～ 16:00	構造設計 (実習、提案) 修了証書交付	日本文理大学 工学部 建築学科 教授 井上 正文 ミラクルパ [®] -トナ [®] ツツ [®] 有限会社 代表取締役 三浦 逸朗

(※)開催日程や場所については都合により変更となる可能性があります。受講生決定後、研修の都度に案内を行います。